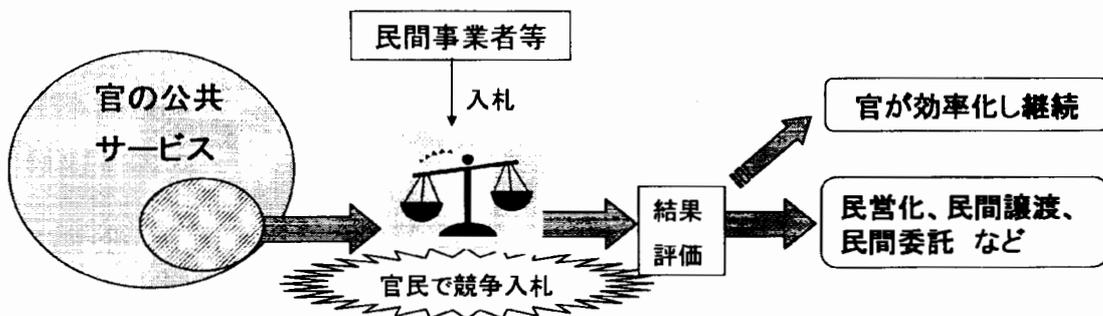
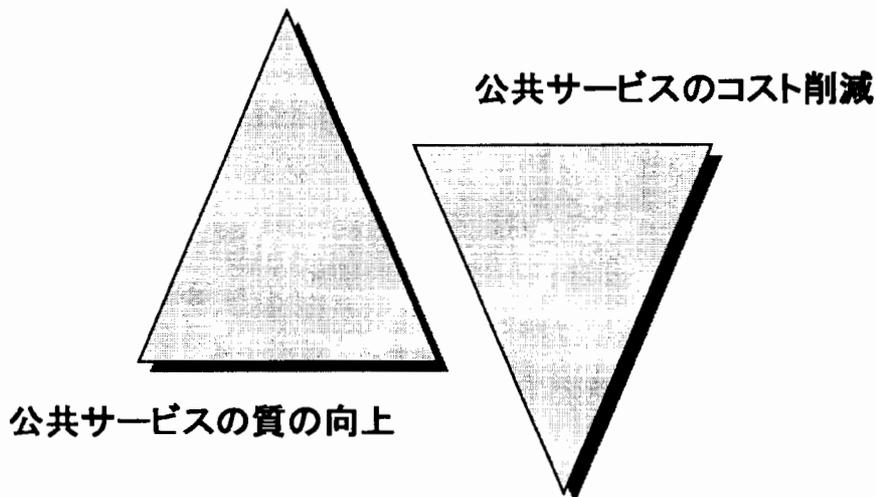


民間開放推進の横断的手法としての 「市場化テスト」(官民競争入札制度)

- ・「市場化テスト」は、「民でできるものは民へ」の具体化や公共サービスの質の維持向上・経費の削減等を図るためのツール
- ・官の世界に競争原理を導入し、官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方を変えるもの。
- ・具体的には、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度。
- ・アメリカ、イギリス、オーストラリアなどで既に実施済み。



“2つ”の導入の目的



※地域産業の活性化にもつながる

規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申
「小さくて効率的な政府」の実現に向けて
- 官民を通じた競争と消費者・利用者による選択 -

平成 17 年 12 月 21 日

．「第2次答申」の決定・公表に当たって

< 本答申に向けた最重要検討課題 >

市場化テストの対象事業（指定統計調査等、独立行政法人関連（雇用・能力開発機構の業務、国立美術館、国立博物館）市区町村の窓口業務）

．横断的の制度整備等

1 市場化テストの速やかな本格的導入

(2) 「公共サービス効率化法（市場化テスト法）」（仮称）に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等
統計調査関連業務

【具体的施策】

統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」において、「統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないように調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。

上記3か年計画に基づき、平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査（「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」（いずれも指定統計調査））について試験調査等を実施する。

指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、実査の主体（国・地方公共団体／民間事業者）や調査方法（調査員調査／郵送・インターネット調査）の違いによって結果精度等にどのような影響があるか等をあらかじめ具体的に検証することが有益であり、上記試験調査等は、このような結果精度等への影響の比較・分析等により、指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること（民間開放という。）に関して、どのような弊害が生じ得るか、それに対しどのような防

止措置を講ずればよいかについて検討し結論を得ることを目的とする。

総務省は、試験調査等の実施に当たっては、企画・制度設計の段階から、調査結果の検証・評価に至るまで、規制改革・民間開放推進会議と密接に連携を図りつつ、これを進めることとする。

統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施する。

また、関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。

その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに（平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次）市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。また、総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。

また、独立行政法人統計センターの業務については、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」

(公共サービス改革法案) について

「小さく効率的な政府」を実現する観点から、

- 「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化
- 官民競争入札・民間競争入札を活用することによって、公共サービスの改革（質の維持向上及び経費の削減）を推進

【法案の概要】

1. 法の趣旨

- 競争の導入による公共サービスの改革（「公共サービスについて、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねるとの観点から、これを見直し、適切な場合に官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革」）の推進

2. 基本理念

- 公共サービスの改革は、公共サービス全般について不断の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として行う。

3. 国・地方公共団体・民間事業者の責務

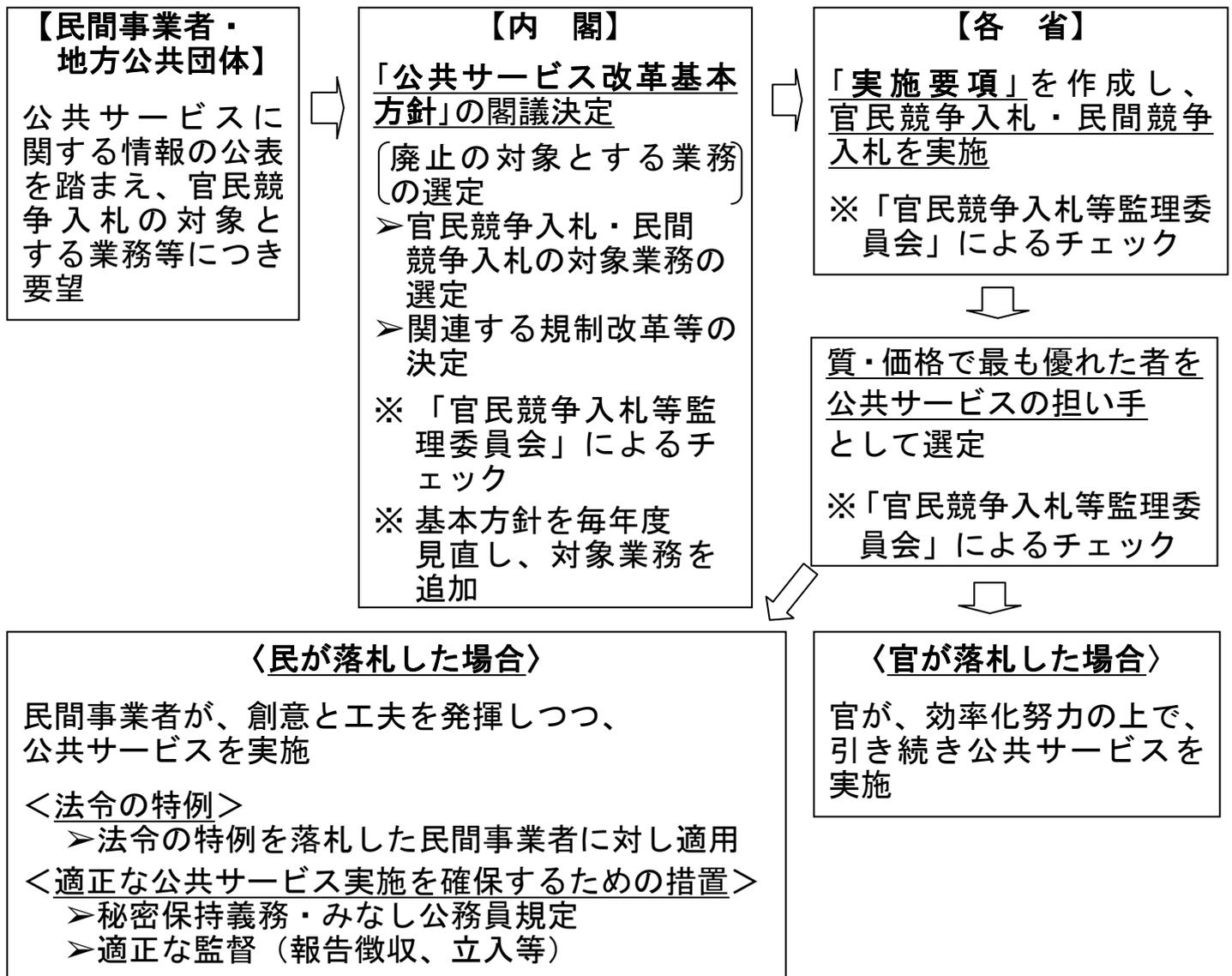
〈国・地方公共団体〉

- 国・地方公共団体は、公共サービスを見直し、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスを適切に選定するほか、国・地方公共団体の関与その他の規制を必要最小限のものとすることにより、民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行う。
- 国は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革のための措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努める。

〈民間事業者〉

- 公共サービス実施民間事業者は、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努める。

4. 実施のプロセス



5. 法令の特例

- 官民競争入札等の対象となる公共サービスにつき、官でなければ実施できないとする法令等がある場合について、民間事業者の参入を可能とするための特例を本法案の中に規定。

【「第一弾」の特例】

ハローワーク関連業務（人材銀行等）：職業安定法の特例

社会保険庁関連業務（国民年金収納事業）：国民年金法等の特例

地方公共団体の窓口業務(住民票の写しの引渡し等)：住民基本台帳法等の特例

- 今後、この法律に基づき、官民競争入札等の対象となる公共サービスの選定と併せ、法令の特例を追加していくことを予定。

- 6. 「官民競争入札等監理委員会」の設置：プロセスの透明性・中立性・公正性を確保